

神奈川県

横浜市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	支援内容
横浜市企業立地等促進特定地域等における支援制度（企業立地促進条例）	H16.3	1. 【取得型】建物等を建設・取得する場合等 【対象地域】 ① みなとみらい 21 地域 ② 横浜駅周辺地域 ③ 関内周辺地域 ④ 新横浜都心地域 ⑤ 港北ニュータウン地域 ⑥ 京浜臨海部地域 ⑦ 鶴見東部工業地域 ⑧ 鶴見西部・港北東部工業地域 ⑨ 臨海南部工業地域 ⑩ 内陸南部工業地域 ⑪ 旭・瀬谷工業地域 ⑫ 港北中部工業地域 ⑬ 内陸北部工業地域 ⑭ 上記①～⑬までの地域以外の市域（市街化調整区域、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域を除く） 【対象事業者】 特定の地域に固定資産（民有地を除く土地、家屋、償却資産）を取得（投下資本額が大企業 30 億円以上（改修型賃貸研究所の場合は 10 億円以上）、中小企業 1 億円以上のものに限る）して、事業所（本社、研究所、工場）等の設置をする者 ⑥～⑭までの地域において事業所（事務所、研究所、工場）等の設置をする場合は、次のいずれかに該当すること。 - ア 環境・エネルギー、健康・医療に関連する分野 - イ 自然科学研究に関連する分野 - ウ 日本標準産業分類の製造業等	【助成金】 民有地を除く土地・家屋・償却資産の取得に要する費用（取得価額）をもとに算定した助成金（投下資本額に下表の助成率を乗じた額）を交付 ※ 市民雇用や市内発注の実績に応じて助成金を交付する制度もあり

支援内容(助成金)				
地域	重点 脱炭素	機能	上限額	助成率
①みなとみらい21地域	○	研究所	30億円	20%
	×	研究所、賃貸研究所、 改修型賃貸研究所	20億円	10%
		本社等、特定集客施設	10億円	5%
③関内周辺地域	○	研究所	30億円	20%
	×	研究所、賃貸研究所、 改修型賃貸研究所、 特定再生型賃貸業務ビル	20億円	10%
		本社等、特定集客施設	10億円	5%
④新横浜都心地域	○	研究所	30億円	20%
	×	研究所、賃貸研究所、 改修型賃貸研究所、 特定再生型賃貸業務ビル	20億円	10%
		本社等	10億円	5%
②横浜駅周辺地域	—	研究所、賃貸研究所	20億円	10%
		本社等、特定集客施設	10億円	5%
⑤港北ニュータウン地域	—	研究所、賃貸研究所、 工場(中小企業者)	20億円	10%
		本社等、先端技術工場	10億円	5%
⑥京浜臨海部地域 ⑨臨海南部工業地域	○	研究所	30億円	20%
		先端技術工場	20億円	10%
	×	研究所、賃貸研究所、 工場(中小企業者)		
⑦鶴見東部工業地域 ⑧鶴見西部・港北東部工業地域 ⑩内陸南部工業地域 ⑪旭・瀬谷工業地域 ⑫港北中部工業地域 ⑬内陸北部工業地域	×	本社等、先端技術工場、 賃貸工場	10億円	5%
	—	研究所、賃貸研究所、 工場(中小企業者)	20億円	10%
		本社等、先端技術工場、 賃貸工場	10億円	5%
⑭特定地域以外の市域	—	研究所、賃貸研究所	20億円	10%
		工場(中小企業者)、 先端技術工場	10億円	5%

		2. 【テナント型】建物・オフィス床等を賃借する場合等 【対象地域】 ① みなとみらい 21 地域 ② 横浜駅周辺地域 ③ 関内周辺地域 ④ 新横浜都心地域 ⑤ 港北ニュータウン地域 ⑥ 京浜臨海部地域 ⑦ 鶴見東部工業地域 ⑧ 鶴見西部・港北東部工業地域 ⑨ 臨海南部工業地域 ⑩ 内陸南部工業地域 ⑪ 旭・瀬谷工業地域 ⑫ 港北中部工業地域 ⑬ 内陸北部工業地域 ⑭ 上記①～⑬の地域以外の市域 (①～⑤の地域は全ての分野、⑥～⑭の地域は環境・エネルギー関連分野、健康・医療関連分野、自然科学研究分野、製造業等が対象分野) 【対象事業者】 対象地域に家屋を賃借して、一定規模以上の本社機能や研究開発機能を設置する者（市内に既存の本社等がある場合に拡張して設置する場合も、一定の要件を満たすことで対象となります）	法人市民税（法人税割額）を5年間又は3年間免除 ※①の地域において、再生可能エネルギーを100%活用した立地を行う場合、課税免除期間を1年延長 ※認定事業計画に係る事業所の税額分のみ ※課税免除期間は該当する経常利益要件・従業者数要件により異なります。 ※市民雇用の実績に応じて助成金を交付する制度もあり
--	--	---	---

		《経常利益要件・従業者数要件》																			
		<table><tr><th>対象地域</th><th>経常利益、売上高要件</th><th>設置する本社等の従業者数</th><th>課税免除対象期間</th></tr><tr><td rowspan="3">対象地域すべて</td><td rowspan="2">経常利益が直近3年間で計2億円以上、または1年間で1億円以上</td><td>100人以上</td><td>5年間※</td></tr><tr><td>50人以上100人未満</td><td rowspan="2">3年間※</td></tr><tr><td>経常利益が直近3年間で計1億円以上、または1年間で0.5億円以上</td><td>50人以上</td></tr><tr><td>①みなとみらい21 地域 ③関内周辺地域 ④新横浜都心地域 ⑥京浜臨海部地域 ⑨臨海南部工業地域</td><td>売上高の対前年 30%以上増加、 かつ売上高が1事業年度1億円以上</td><td>30人以上50人未満</td><td></td></tr></table>				対象地域	経常利益、売上高要件	設置する本社等の従業者数	課税免除対象期間	対象地域すべて	経常利益が直近3年間で計2億円以上、または1年間で1億円以上	100人以上	5年間※	50人以上100人未満	3年間※	経常利益が直近3年間で計1億円以上、または1年間で0.5億円以上	50人以上	①みなとみらい21 地域 ③関内周辺地域 ④新横浜都心地域 ⑥京浜臨海部地域 ⑨臨海南部工業地域	売上高の対前年 30%以上増加、 かつ売上高が1事業年度1億円以上	30人以上50人未満	
対象地域	経常利益、売上高要件	設置する本社等の従業者数	課税免除対象期間																		
対象地域すべて	経常利益が直近3年間で計2億円以上、または1年間で1億円以上	100人以上	5年間※																		
		50人以上100人未満	3年間※																		
	経常利益が直近3年間で計1億円以上、または1年間で0.5億円以上	50人以上																			
①みなとみらい21 地域 ③関内周辺地域 ④新横浜都心地域 ⑥京浜臨海部地域 ⑨臨海南部工業地域	売上高の対前年 30%以上増加、 かつ売上高が1事業年度1億円以上	30人以上50人未満																			
		※みなとみらい 21 地域において、再生可能エネルギーを 100%活用した立地を行う場合、課税免除期間を1年延長																			
		※このほかにも一定の要件あり																			
横浜市次世代重点分野立地促進助成制度	H13.5	1. 市内初進出 【対象地域】 横浜市内 【対象事業者】 重点分野の事業(横浜市が指定するもの)を営む市外企業で、本社、研究所、事務所又は子育て関連施設※を新たに設置するもの ※子育て関連施設は市内初進出となる事業のみ対象。 市内にすでにある事業は対象外。 【対象分野】 ①脱炭素、②半導体、③モビリティ、④IT・情報通信、⑤健康医療、⑥先端技術、⑦子育て		【助成金】 床面積 10 m ² あたり 20 万円(上限額:300 万円)																	

		【主な要件】 《一般企業》 床面積 50 m²以上かつ従業者数3人以上 《テック系スタートアップ》 床面積 10 m²以上 ※そのほか下記ア～ウの全てを満たすもの ア 設立年数 15 年以内 イ スタートアップとしての資金調達実績等があること ウ テック系としての実績があること	
		2. 拡張・移転特例 【対象地域】 横浜市内 【対象事業者】 重点分野の事業を営む市内企業で、本社、研究所又は子育て関連施設※を、市内で拡張又は移転するもの ※子育て関連施設は市内初進出となる事業のみ対象とし、既存施設の移転・拡張や市内にすでにある事業は対象外。 【対象分野】 上記1と同じ 【主な要件】 《一般企業》 床面積が 50 m²以上増加かつ従業者数が3人以上増加 《テック系スタートアップ》 床面積が 10 m²以上増加	【助成金】 増加する床面積 10 m²あたり 20 万円(上限額:150 万円)
		3. 電力消費に伴う CO₂排出実質ゼロ 【対象地域】 みなとみらい21地区 【対象事業者】 上記1又は2の対象事業者 【対象分野】 上記1と同じ	【助成金】 床面積 10 m²あたり 5 万円(上限額:75 万円)を、上記1又は2の助成金に上乗せして交付

		【主要要件】 みなとみらい21地区に立地し、事業所等の電力消費に伴う CO ₂ 排出を実質ゼロとする場合	
--	--	--	--

詳しくはこちら ([横浜市公式 HP | 企業誘致・立地](#))